

令和7年度大磯町教育委員会第11回定例会議事録

1. 日 時 令和8年2月19日（木）
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前11時30分
2. 場 所 大磯町立福祉センターさざれ石
3. 出席者 府 川 陽 一 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
武 沢 護 委員
鈴 木 孝 善 委員
加 藤 敦 教育部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
守 屋 清 志 生涯学習課長兼生涯学習館長兼図書館長
北 水 慶 一 生涯学習課旧吉田茂邸利活用担当課長兼郷土資料館長
須 田 幸 年 学校教育課主幹兼教育指導係長
上遠野 聡 （書記） 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 櫻 田 京 子 委員
齋 藤 永 悟 町民福祉部参事（こども政策・子育て支援対策本部担当）
小 林 琢 哉 子育て支援課長
(こども家庭センター長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長)
5. 傍聴者 なし
6. 付議事項
議案第18号 大磯町学校運営協議会規則の一部を改正する規則
議案第19号 令和7年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について
議案第20号 大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について
議案第21号 県費負担教職員の任命に係る内申について
7. 協議事項
協議事項第1号 大磯町立学校教員の業務量管理・健康管理確保措置実施計画（仮称）
（案）について
協議事項第2号 大磯町立図書館サービス計画（附）第五次大磯町子ども読書活動推進計
画（案）について
8. 報告事項
報告事項第1号 令和7年度第2回大磯町いじめ問題対策・調査委員会の開催結果につい
て
報告事項第2号 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果
報告事項第3号 令和7年度文化財消防訓練の実施結果について
報告事項第4号 企画展「くらしとムシ」の開催結果について

報告事項第5号 企画展「山本丘人と大磯」の開催について
報告事項第6号 いじめに係る対応等について

9. その他

(開 会)

教育長) 皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。
ございます。

それでは、ただいまから、令和7年度大磯町教育委員会第11回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項4件、協議事項2件、報告事項6件でございます。

本日は1名欠席、4名出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

現在、傍聴を希望される方が見えておりませんが、希望者が見えましたら、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和7年度第10回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和7年度第10回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和7年度第10回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和7年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。続いて、教育長報告をさせていただきます。諸行事につきましては執行状況表のとおりです。今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、1月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。

本日の議事進行につきましては、議案第21号が人事案件となりますので、議案第18号から第20号までを審議した後は、協議事項、報告事項の順に取扱い、最後に議案第21号の順で審議を進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【付議事項 議案第18号 大磯町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について】

教育長) それでは、議事に入ります。はじめに、議案第18号「大磯町学校運営協議会規則の一部を改正する規則」を議題といたします。書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第18号「大磯町学校運営協議会規則の一部を改正する規則」、本文については省略いたします。令和8年2月19日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 18 号「大磯町学校運営規則の一部を改正する規則」について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことにより、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることになっている学校運営に関する基本的な方針に業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとなり、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることになりましたので、当該規則について所要の改正を行う必要があるため、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 18 号「学校運営協議会規則の一部を改正する規則について」、説明をさせていただきます。説明資料の 1 ページ、改正概要をご覧ください。本議案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正（令和 8 年 4 月 1 日施行）され、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることが示されたことに伴い、大磯町学校運営協議会規則の一部を改正するため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

議案第 1 号及び説明資料の 1 ページをご覧ください。今回、改正する内容は「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を追加と施行日の 2 点です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

鈴木委員) 今の学校現場の職員の健康状態、また休職されている方とかそのへんはどうなっていますか。

教育長) 学校教育課主幹、お願いします

学校教育課主幹) まず、業務量の管理について、時間管理については学校長が管理をされて、業務時間、時間外勤務は減っているような状況でございます。業務の質が下がらないように、より効率化された業務を意識して進めてもらっています。現状は、新採用、例えば小学校は 4 名程度、中学校が 1 名から 4 名程度、採用されますが、毎年 1 名程度、メンタルに課題があり、1 年で辞めてしまっています。そういった現状がございますので、チームとしての補助、初めての教員へのフォロー体制が必要だと考えています。

教育長) 4 月 1 日から業務量管理、健康管理の措置について、学校運営協議会に基本的事項として了解を得る必要もあるし、総合教育会議にも提案するという規則に改正されました。

業務量管理、45 時間というのが、なかなかできていないという状況、1 ヶ月あたりの時間外勤務が減っているのですが、小学校、中学校とも超えてしまっている状況にあります。

武沢委員) これについては、協議事項第 1 号で改めて説明があるのですか。

学校教育課主幹) 詳細については、協議事項で説明を行います。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 18 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 18 号「大磯町学校運営規則の一部を改正する規則」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【付議事項 議案第 19 号「令和 7 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について」】

教育長) 次に、議案第 19 号「令和 7 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 19 号「令和 7 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について」、本文については省略いたします。令和 8 年 2 月 19 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。

以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 19 号大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 14 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、学校教育課主幹が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

学校教育課主幹) 議案第 19 号、大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について、ご説明いたします。説明資料の資料 1 をご覧ください。被表彰者の推薦理由になります。

今年度は、第 2 条第 3 号該当の児童・生徒のみとなります。大磯町教育委員会表彰規程及び文化・スポーツ優秀者(団体)表彰要綱に基づき、大磯町公立小・中学校の課外活動の一環として令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月までに開催された各種大会に参加し、優秀な成績をおさめた個人及び団体の表彰対象者について、表彰選考委員会において選考された者でございます。

議案第 19 号を再度ご覧ください。まず、①文化優秀者についてです。国府小学校から、「第 71 回青少年読書感想文コンクール最優秀賞(神奈川県知事賞)」、「第 71 回青少年読書感想文コンクール優良(神奈川県学校図書館協議会長賞)」、「第 49 回ピティナ・ピアノコンペティション E 級(高 1 以下)全国大会ベスト 19 賞(第 5 位)」の功績により、3 名を推薦いたします。

次に、②スポーツ優秀者についてです。まず、国府小学校から「第 31 回神奈川県少年少女空手道選手権大会兼第 26 回全日本少年少女空手選手権大会神奈川県一次予選会兼第 15 回関東少年少女空手選手権大会神奈川県一次予選会小学 4 年女子組手」において「優勝」、「第 31 回神奈川県少年少女空手道選手権大会兼第 26 回全日本少年少女空手選手権大会神奈川県一次予選会 兼第 15 回関東少年少女空手選手権大会神奈川県一次予選会小学 6 年女子組手」において「準優勝」及び「第 24 回全国体操小学生大会優秀選手賞金賞」の功績により 3 名を推薦いたします。つづいて、大磯中学校から、「第 59 回神奈川県中学校総合体育大会柔道第 68 回神奈川県中学校柔道大会 男子 73 kg 級」において、「優勝」の功績により 1 名を、「第 59 回神奈川県中学校総合体育大会第 61 神奈川県中学校ソフトテニス大会男子個人戦」において「準優勝」の功績により 2 名を推薦いたします。令和 7 年度の被表彰者の推薦は以上になります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願ひします。

<質疑応答>

トーリー教育長職務者) 素晴らしいですね。

武沢委員) 本当に素晴らしい。

教育長) 質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 19 号について、原案どおりご承認いただいたものとしします。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 19 号「令和 7 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について」は、原案どおりご承認いただいたものとしします。

【付議事項 議案第 20 号「大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について」】

教育長) 次に、議案第 20 号「大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について」を議題といたします。

書記より議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第 20 号「大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について」、本文については省略いたします。令和 8 年 2 月 19 日、大磯町教育委員会教育長、府川陽一。以上です。

教育長) それでは事務局から、提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第 20 号大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めらるるものでございます。詳細につきましては、郷土資料館長が説明いたしますので、よろしくご審議くださるよう、お願ひいたします。

郷土資料館長) 議案第 20 号大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について、補足説明させていただきます。

大磯町郷土資料館運営基本方針は令和 5 年 3 月に策定し、令和 12 年度までを対象としていますが、今後の重点目標を全面的に見直すとともに、方針内に示している施設運営、施設管理、実施事業の方針について実情に合わせた見直しが必要と考えたため改定を行うものです。

1 月の定例会においてご協議いただきましたが、その後、事務局内で精査し 2 点修正をしておりますので、修正箇所について説明をさせていただきます。

新旧対照表をもとに説明をさせていただきます。7 ページをご覧ください。ひとつめは 1 月の(案)では、表紙に改定年月のみを記しておりましたが、いつ策定したのかが分かるように策定年月と改定年月を並記しております。

ふたつめは、12 ページの実施事業の方針の 1 行目、現行には(以下博物館資料)の略称定義が示されていますが、改定案では略称を削除し、本文中に博物館資料を表記しています。これは(2)以降の文章との整合性を考慮して、略称定義をしない方が煩雑にならないと考えたからです。

補足説明は、以上でございます。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願ひします。

質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 20 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 20 号「大磯町郷土資料館運営基本方針の改定について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【協議事項 協議事項第 1 号「大磯町立学校教員の業務量管理・健康管理確保措置実施計画(仮称) (案) について」】

教育長) 続きまして、協議事項に移ります。協議事項第 1 号「大磯町立学校教員の業務量管理・健康管理確保措置実施計画(仮称) (案) について」、事務局より説明をお願いします。

学校教育課主幹) 協議事項第 1 号「大磯町立学校教員の業務量管理・健康確保措置実施計画(仮称) (案) について」、説明をさせていただきます。説明資料の 1 ページ、計画策定の経緯をご覧ください。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(以下「給特法等一部改正法」という。)が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。この給特法等一部改正法第 1 条により新設した給特法第 8 条第 1 項において、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第 7 条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画(以下「計画」という。)を定めることとしました。これに伴い、大磯町としても計画を策定するものです。なお、説明資料 5 ページに示す「2 目標」及び「3 計画の期間」は、神奈川県教育委員会との共通目標として設定しているものであり、「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」については、国の示す「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた、大磯町としての方針及び取組を示しております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) お願いいたします。

武沢委員) ご説明ありがとうございました。私としては、これが非常に重要な案件だと感じて、ちょっと事前に文書も拝読させていただいていますが、3 点だけご質問します。

この給特法の改定って、大きく三つあると思っているのですね。その一つは、主務教諭の配置と、教職調整額が 4% から、いずれ、2031 年まで 1 年間に 1% ずつ上げて 10% になると。そして、それからもう一つは、残業が 45 時間から 30 時間という、実務上、減るわけですけれども、内容は非常に重要なものなのだけれども、私としてはこれをいかに保護者とか関係者に周知するか。特に保護者や地域の人たちに理解をしていただかないといけないと考えていますので、その辺、どういうお考えを持っているか、ちょっとお聞きしたい。

学校教育課主幹) 大変重要なお指摘、ありがとうございます。

働き方改革、業務量管理というところで、やはり進めている施策に対して保護者が理解していないということで、単に学校の先生達がさぼっているとか、やっていないと言われるのが、一番リスクがあることだというふうに承知しております。

それで、周知の方法についてなのですけれども、各種イベント行事、あるいは入学説明会等で、

様々な保護者が集まる機会を通して、プリントやお話をする。大磯式部活動の周知をするときも、機会を使ってやっています。繰り返しやることでだんだん浸透してくるところも実感としてはあるので、国が言っている流れ、それが県に下りてきて、町としてはこうしたいと。その実態の背景として、やはり教育の働き方改革があるという点でまで、理解していただくということが一番大切な事かなというふうに考えています。

学校とその辺のスケジュールを合わせて、様々な保護者が集まる機会を利用して周知をしていくということで考えております。

以上になります。

武沢委員) 文科省のウェブページで事前に見たら、文科省はパンフレットを作っているのですよね。こういう保護者用パンフレットを作って、何かの機会に配るとかという。文科省も、特に保護者の皆様へという、パンフレットも作っています。それで、文科省も周知してくださいということをウェブページで言っているの、何か、保護者会とか、集まる機会とかにこういうものを配ってみるのはいかがでしょうか。

僕が重要だなと思うのは、学校以外が担う点で、これは僕の実態の経験で、保護者からのいろいろな問合せ等をきちんとやるのが、僕も非常に校長として苦労した経験がありますので、保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の理解も含めて、その保護者の、このパンフレットにもそういうことが書いてあるので、その辺、ちょっと教育委員会事務局としてお考えいただいて、どういう時期に、来年の4月からこれが始まりますので、教員の働き方を理解していただくという、もうちょっと周知したほうがいいかなと思います。

以上です。

学校教育課主幹) 大変貴重な情報提供をありがとうございます。

当然大磯町でオリジナルを作るよりも、国で出ている分かりやすいものというのを共有するというのは非常に大事な視点だと思いますので、活用させていただきます。

ありがとうございます。

教育長) まず1点目に挙げられたことですが、神奈川県の場合は、神奈川方式と言おうか、まず、校長・教頭職、これは、どこでも全国共通ですが、3つ目の主幹教諭に当たる者を、4人ないし5人の総括教諭を置いているわけですね、神奈川県の場合は。主務教諭は、東京都の場合は1名ないし2名だと思うのですが、その数倍、3倍以上、4倍の数を置いていると。

もちろんそれが校長・教頭の次の職務として、階級として総括教諭がある。その下に、さっきおっしゃった主務教諭。その上の職が、総括教諭が5名いるのに1名というわけにはいかないと。ということで、今神奈川県教職員組合と交渉中で、まとまっていない。ただし、6月には結論を出すという情報が入っています。

それから、もう一つの教職調整額を4%から10%にするということも、画期的な改正ですし、様々、それに伴って、保護者にどのように説明するのかというのは大きな課題で、取りあえず4月1日からはちょっと時間がかかって、広報も7月以降になるのではないかと。ということです。

県教委と組合との交渉の結果をよく見て広報をするという形ですね。

武沢委員) 主務教諭というのは、置かなくてもいいのですよね。置かなきゃいけないのかは、各自治体に任せられたようなものではない。

教育長) 任せられている。

武沢委員) やっぱ画期的なことなので、その辺は教員にどうはたらくか。後は、具体的に、

先生方のメンタルの面とか、働き方改革で ICT なんかも使いながら、業務をセーブするという視点が非常に重要になってくるかなと思っているので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

教育長) 教諭の学級担任手当というものも創設されます。ただし、学級担任と言っても、今はチーム担任制という時代で、誰を、担任と言っても、学年全体がみんな、チームで経営しようという動きの中で、例えば、大磯小が5クラスあったとして、実際6人ないし7人の人から誰に担任手当をあげるかというの、まだ決着はしていません。

鈴木委員) 自分が現役の時に感じたのは、こういうふうに調整手当を増やしてもらうとか、勤務時間の制限とか、45時間以上を越えないようにというようなことというのは賛成なのですが、問題は新採用の方がメンタルで辞めてしまうとかで、その原因というのは、自分の現役の時もそうなのですが、やはり新採用の方は初めての世界で、大学を出てすぐに入ることと、初任研の研修はあるんだけど、でも1人で悩んでしまう。そのときに一番大事なのは、職場の雰囲気なのですね。職場がそういう若者を育てようという、そういう意識がうんと大事なのです。その辺が今の職場の中で築かれているかどうか。この辺を、どうなのでしょうかね。

学校教育課主幹) 今、委員のおっしゃった、一番若い子たちの悩みで、事があった後によく出る言葉が、だれにも相談できなかったという。要するに、みんな忙しすぎて、先輩にも声をかけられなかった。これを相談していいのかわからなかった。やっぱり相談しづらい。その時に、その職場で何でも発言できる空気があること、それはクラスづくりも一緒だと思うのですが、恐らく職場にそういう空気がやはり必要なかなと思います。ちょっとした発信で救えることもあります。一番は保護者対応でそうしたケースが多いです。ですので、その保護者対応のノウハウも、10年目の先生と1年目の先生で違うのは明らかで、大学の新卒の先生が教えるリスクというのは、もう少しチームで考えるということと、ただ考えるだけじゃなくて、仕組みとして必ず学年の構成を、チーム担任制で、ミドルがいて、すごく経験が豊富な方と新採が必ずセットにするとか、ちょっと意識の部分と仕組みの部分で、両方支えていかないと、なかなか難しいのかなというふうに実感しております。

以上です。

鈴木委員) 職場の中に、無駄な雑談をする時間がないような雰囲気を感じるのです。働き方改革ということで、もう勤務時間が過ぎたらと帰っちゃうのですよね。ところが、中には、新採用なんかは、勤務時間以外で、先輩に細かい話を、私生活もそうですし、そんないろいろな雑談をする時間。職場の中で、そんな趣味をやっているのかとか、それから、子育て中の人には、今子育て大変なんだよというようなことで、職場の中でそういう雑談をする、いろいろな話をする、そういう雰囲気というのは、その中からその人の悩みというのが拾えるのですよね。

今、勤務時間外の時間がだんだんしぼられて、制限されて、そういう雰囲気が亡くなっているんじゃないか。その職場の雰囲気づくり、みんなで何でも話せる、そういう雰囲気づくりが一番の学校の基本だと。昔もそうだったのでけど、昔はその辺に、プラスで飲み会が行事ごとに。運動会があったら飲み会をやるだとか、卒業式があったら飲み会をすとか。いろいろな行事ごとに飲んだりした。それでコミュニケーションを取っていたのですが、そういう雰囲気がだんだんとなくなってしまうから、そういうのが育っていないんじゃないかなというふうに感じているのですが、どうなのでしょうかね。

学校教育課主幹) 無駄な雑談が実は無駄じゃないというのは、実は私も実感していて、今年、

学校教育課も割と雑談が多いのですが、でもすごく相談しやすい雰囲気が、ある職員によってつくられていたところもあって。だからやっぱりそういうのはすごく大事なのかなと。我々の頃というか、昔はとよく言いますが、やっぱり飲み会があって、そこで雑談をして、ちょっとした情報交換があって、確かに働き方改革で、少し人間関係が希薄になりやすい状況にはあると思うので、そのつながりを今の状況でどうやってつくるか。限られた時間の中でそういったつながりをどうつくるかというのも必要です。研修の中で、その教員のソーシャルスキルじゃないですけど、そういうのをやったりもするのですけれども、何かそれだけじゃ寂しいなという気がします。でも、やっぱり限られた時間の中で仕組み化してやるということも必要だというふうには感じております。

武沢委員) 僕が前に神奈川県で勤めた県立高校では、食事コーナーというのがあって、職員室の一角に、お弁当を食べてもいいし、お茶を飲めたりするような、テレビがあつたりするようなコーナーがあるので、そういうハードウェアのほうから、教科職員室のコーナーに何かを造るとか、いろいろな校長さんにアドバイスをもらって工夫したらいかがですかね。なかなかそういう場がないと、みんなさん一人で給食を食べたりお弁当を食べたりするので。

これは私の経験ですけど、その食事コーナーでの話が非常に、若い頃に助かった記憶があります。

鈴木委員) 私も同意見なのです。私の職場もやはり、教員がだんだん減ってきて、職員室に隙間が空いて。それで、後ろのほうにこういうテーブルを用意していて、空き時間だとか、休み時間に、お茶を1杯飲みに来るのですよ、教員が教室から降りて来て。その中でいろいろな雑談をして、若い、新採用の話聞く。それから、保護者でいろいろな苦情を言われて困っている人に対して、声をかけてやって、そういうコーナーを同じように職員室に設けたのですよ。ただテーブルを置いておくだけでいいのです。テーブルを置いて、お茶をみんなで飲むと。自分の席で座るのではなくて、そういうコーナーを設けて。あれは結構いい雰囲気になりましたから。

だから、大磯の学校にも、そういうような場所を作ってもらいたいと思います。あるのかね。学校教育課主幹) あることはありますね。ただ、それを重視する管理職と、あまりそこまで重視していない管理職と。後は、学校長によってはランチミーティングとあって、1人ずつ、給食を順番に食べる日を決めてやったりする。それはちょっと面談チックではあります。

トリー教育長職務代理者) 1人ずつというのは緊張しそうですね。

学校教育課主幹) 業務時間内での工夫は、確かに、今おっしゃられたような工夫をして、そういうちょっとした情報交換ができる余地はまだまだあるのかなというふうに感じています。

トリー教育長職務代理者) それこそ、校長室でされちゃうとね、校長先生自体も結構孤独で、抱え込んでしまうようなところがあると思うのですよね。だから、もっとう、フランクにできるといいんだと思うのですけれど。

1人1人というのはかえって緊張しちゃうので、もうちょっと本当に、気楽にできるような場が、ぜひあるといいと思いますね。

鈴木委員) それは、私が思うには、やはり管理職が意識してそういう場を設ける。それからそういうような、要は場が設けてあれば、職員はだんだん集まってくるし、そういうことがまず大事じゃないかなと。

何でも話せる雰囲気、それをやるのは管理職の仕事だと思いますから、ぜひ。管理職が冷たいと、言いたくなくなる。だから、管理職がすごくフランクで、いろいろな話を聞いてくれると、

そういうような雰囲気をつくるというようなことがうんと大事で、管理職の計画で、ここに書いてあるような計画も大事ですけど、もっと大事なのは、その意識改革。管理職の意識改革がうんと大事じゃないかなと思いますけどね。

教育長) 大磯町は小学校が2校と中学校が2校で、それで校内人事で異動しているということです。やはり大磯小の個性と国府小の個性は違っていますね。大磯中と国府中も違って。それは、管理職の、とりわけ校長の経営方針というか、簡単に言えば、冷たい校長のところと温かい雰囲気の校長と、やはりそういう温度差が微妙にあるということは言えると思いますね。

それで、今回国の制度で主務教務が出てきましたけど、主務教諭、それは学級担任の前に入る、要するに、教員の格付けをするということで、場合によったら、冷たい校長はそれを盾にして会話をしないでただ命令1本になるということで、神奈川の場合は、それを避けようという制度を東京都と比べて丁寧にやってきたと思いますけど、やはり学校差がある。ウェルビーイングの向上、現在の職場は働きやすい職場と感じている教員の割合は80%以上にしよう、仕事にやりがいがあると感じている教員の割合を80%以上にしよう。これは、なんで80%以上で、20%は諦めているのかという意見もあって、現状は、そうなのでそういう目標を県はつくったんだろうということが今内部で言われていますけど、これも100%を目指さなくちゃいけないけれども現実には厳しいし、それにクレームの問題で、心身に支障を来して辞めようかなという教員も出てきているというのが現状ですし、現在担任を持ったばかりで療養休暇を取っている教員もいます。だからその辺はやっぱり、温かい、簡単に言えば、そういう指導が必要かなと思っています。

トリー教育長職務代理者) 保護者という意味では、カウンセラーがいるときじゃないと相談ができないとか、そういうようではなくて、それこそ、さっきの話じゃないけど、保護者がいつでも気楽に物事が大きくなる前に出入りして相談できるような、毎日門戸を開けるような、そういうこともちょっと必要かなと思うのですね。

やっぱり私の子どもが小学校の頃の経験として、PTAをやったときに、保護者の方からの相談が、何曜日じゃないと相談できないとか、決まったことしかおっしゃらないし。なかなかやっぱり打開できない。そういうところから、信頼関係、学校に対しての不信感とかが出てきてしまうので、先生方のそういう、気楽にお茶を飲みながらという場も必要ですけど、保護者がそういうふうに使えりようなスペースもちょっとできたら、あったらいいのかなと。いじめなんかも、何年間でエンドレスじゃないかみたいになってしまうので、そういう案件が増えていったら、特に担任が若い先生方だと、これはもうとてもじゃないけど、追い込まれてしまう。それも分かりますので、ちょっとその辺のことも考えていく必要があるのかなと思います。

教育長) お願いいたします。

鈴木委員) 大磯の学校長の雰囲気によって、職場の雰囲気がちょっと違ってしまうというような事を言われていたのですけれども、この辺について、要は、校長、教頭あたりに、やはり働きやすい職場の雰囲気づくり、どういうふうに工夫しているか、まずその辺を十分意識してもらおうことがうんと大事じゃないかなと。

もしかしたら、校長先生は、自分がもうトップになって、自分の力で今般職員を指導し過ぎて。押さえつけているというようなところも。

人に個性があって仕方ないのですけど、でもそういうみんなと相談できるような、何でも話せるような、そういう職場づくりをどう工夫されているのか、その辺は各校長に聞いてもらいたい。この計画の中に入ってくるんじゃないかと思いますが、具体的にどんな工夫をするの

かというあたりは出してもらいたい、考えてもらいたいなというふうに思います。

武沢委員) 私も全く同感で、このまま4月から大きく変わる、この制度に対して、各管理職の、どういう意識で、この趣旨をきちんと理解して学校運営をするという、リーダーシップをやっぱりとってほしいなと思います。可能であれば我々だって、何か知恵を差し上げることがちょっとできるかもしれないですし、教育委員と新任の管理職との懇談とか、何かそういう機会を持っていただければ、我々も経験がありますので、そういう機会、小回りのできる自治体なので、やっていったらいかかなというふうに思っています。

よろしくをお願いします。

教育長) ありがとうございます。

小学校2校、中学校2校の小さい町で、やはり指導主事等が指導するといっても、指導主事も4名、指導をするといっても昔からの仲間、校長先生、教頭先生、言いにくい面もありますし、ぜひ教育委員の皆様にもお力を借りて、講演とは言わないまでも、直接その管理職を指導するというか、間接的に指導するような環境を作っていけたらいいと思っております。

ぜひ重要な時期に差し掛かっていますので、職場の雰囲気とおっしゃいましたけど、職場の雰囲気をよくするにはどうしたらいいかということは地域の問題でもありますし保護者の問題でもありますし、教育委員会の問題でもあります。ぜひその辺の雰囲気づくりについて、考えていきたいと思っております。

ご助言ありがとうございました。

教育長) よろしいでしょうか。それでは、いただきましたご意見を踏まえて、業務を進めさせていきたいと思えます。

【協議事項 協議事項第2号「大磯町立図書館サービス計画（附）第五次大磯町子ども読書活動推進計画（案）について」】

教育長) 続きまして、協議事項第2号「大磯町立図書館サービス計画（附）第五次大磯町子ども読書活動推進計画（案）について」、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長) 協議事項第2号 大磯町立図書館サービス計画（附）第五次大磯町子ども読書活動推進計画（案）について、説明いたします。資料をお開きください。

1. 計画の趣旨です。図書館では、より一層のサービス向上や業務の効果的・効率的運営の推進を図るため、「大磯町立図書館サービス計画」を、概ね5年度毎に策定してきました。附帯計画の「大磯町子ども読書活動推進計画」は、第一次計画を平成20年に策定し、第三次計画からは大磯町立図書館サービス計画に附帯した形で策定し、「大磯町立図書館サービス計画 附第四次大磯町子ども読書活動推進計画」を策定してきました。

この度、計画の最終年度を迎えたことから、新たに「大磯町立図書館サービス計画 附第五次大磯町子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけとしましては、本計画は、大磯町第五次総合計画後期基本計画を上位計画とした、図書館サービスについての個別計画です。3. 計画の期間としましては、令和8年度から令和12年度までの5か年計画です。4. 基本方針としましては、町民の学習活動の拠点となる「町民の書齋としての図書館」を目指します。5. 基本目標は、（1）地域の情報拠点として役立つ図書館、（2）次代を担う子どもの育成を推進する図書館、（3）地域やまちづくりに貢献する図書館となっております。6. 具体的な取組みとしましては、（1）地域の情報拠点として

役立つ図書館として、ア. 図書館資料及び情報の収集、イ. 図書館資料・情報提供サービス、ウ. 対象者別サービス、エ. 図書館間の協力・連携となっております。（２）次代を担う子どもの育成を推進する図書館として、第五次大磯町子ども読書活動推進計画に於いての基本目標として設定しています。ア. 子ども読書活動の重要性の啓発推進、イ. 図書館と学校図書館との連携推進、ウ. 学校図書館の整備の推進、エ. 図書館の整備の推進となっております。（３）地域やまちづくりに貢献する図書館として、ア. 地域と町民への支援、イ. 地域情報の発信、ウ. 生涯学習の場の提供、エ. 多世代交流の場の提供となっております。

7、計画のポイントは、（１）目標指標の改定・新設につきましては、6項目あります。①「人口1人当たりの個人貸出点数」につきましては、旧目標値は「6.11点以上」に対して、「4.83点以上」に改定、②「人口1人当たりの入館者数」につきましては、旧目標値は「5.87回以上」に対して、「4.67回以上」に改定③「電子書籍の貸出数」については、新規設定となりまして「1,000タイトル以上」としてあります。④「0～18歳の図書館の人口1人当たりの個人貸出点数」については、旧目標値は「11.1冊以上」に対して、「10.0冊以上」に改定、⑤「学校図書館の児童・生徒1人当たりの貸出冊数」につきましては、旧目標値は「11.0冊以上」に対して、「11.8冊以上」に改定、⑥「学校図書館蔵書更新率」につきましては、旧目標値は「7.3%以上」に対して、「7.8%」に改定しています。（２）主な変更・追加項目としましては、主に4点ございまして、①新型コロナウイルス感染症発生時に策定された計画から、コロナ禍を経て「新しい生活様式」への変化に対応した計画として、文言・目標値等の変更を行っております。②2計画の位置づけにつきまして、関連計画の変更に合わせて変更を行っております。令和5年「大磯町教育大綱」の改訂、令和7年「大磯町子ども計画」の策定、③7計画推進のための具体的な取組みに（１）-イ-（オ）電子図書館の運用 を新設しています。利用者が図書館に来館せずに利用できる非来館サービスの一形態として、引き続き利用促進を目指します。④7計画推進のための具体的な取組みは、（３）-ウ-（ウ）友の会との協働、NPO法人「大きなおうち」が令和5年度から「図書館をサポートする会大きなおうち」に変更となったため変更を行っております。

次に、8. 計画の推進体制です。計画の点検・評価については、図書館協議会においてPDC Aサイクル（計画→実行→評価→改善）に基づき実施します。この図書館協議会につきましては、次の「9. 図書館協議会委員名簿」のとおり6名の構成となっております。

最後に、10. 経過及び今後のスケジュールです。令和7年4月に、アンケート調査実施、10月24日（金）開催の図書館協議会において、素案を提出し、意見聴取を行いました。本日、2月19日（木）の教育委員会定例会において修正案を協議していただき、3月4日（水）開催の図書館協議会において修正案を提出し審議いただき、3月26日（木）教育委員会定例会において策定について付議を予定しております。なお、補足資料は、新旧計画の対照表となっております。

以上、改定したポイントとスケジュールを中心に説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

教育長） ただいま事務局から説明のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>

教育長） その前に、私のほうから2月19日に教育委員会定例会において、修正案を協議するということで、今日は3人の教育委員さんがいらっしゃるわけですけど、何の修正案を審議すればよろしいでしょうか。

生涯学習課長) 失礼いたしました。修正案と書いてありますけれども、内容につきましては、図書館協議会において諮問して答申いただくような形になっております。

この流れ、策定についての流れです、そちらについて、主に見ていただきたい、ご意見をいただければと思います。内容につきましては、新旧対照表をつけさせていただきましたが、内容の細かい部分については、図書館協議会の委員の方にご意見いただいて、いま進めておりますので、この計画についてのご意見をいただければと思います。

よろしくをお願いします。

教育長) 読書離れということで、子どもが実際に本を読む時間数が歳を追うごとに減っているような感じがします。親ももちろん減っている。このままでいいんだろうかという危機感があります。

私のほうからは、居場所、図書館といっても、古い本に囲まれている中で、子どもはなかなか手を伸ばさない。そんな中で居場所づくりとしての図書館、学習スペースがあったらいいなど。ただ本に囲まれて、学習室で学習をしながらたまには本でも読んでみようかとか、そういう感じになることもあり得るので、本と共にある環境をつくるということは大切だと思います。

それからもう一つ、学校生活において、読書をする時間も余裕もない。例えば、1時間目から5時間目の授業があって、はい帰りましょうと帰って。図書館司書に貸してとか言いますが、そういう図書館司書に借りるといふ子どもは数少ないし、どうしたら子どもを読書に向かわせることができるかということでご意見をお願いしたいと思います。

武沢委員) ご説明ありがとうございます。

細かいことで恐縮なのですが、1ページの基本方針の言葉なのですが、「町民の書齋としての図書館」。書齋というのが、現代的な図書館からちょっとずれていないかなと。書齋って、ちょっとウェブで調べたら、個人的な静かなスペースという、そういう意味合いがあるので、今教育長が言われたように、図書館ってやはり交流をしたりする、展示もする、非常に文化的な発信の場でもあるので、書齋というよりももうちょっといい言葉がないか、例えば知的空間とか、何とか空間とか、何かふさわしい、今すぐ僕は思いつかないのですが、書齋よりももうちょっといい言葉があったらいいかなと思いました。

以上です。

教育長) 生涯学習課長、いかがですか。

生涯学習課長) ありがとうございます。こちらの表現につきましては、前計画から恐らく生き継がれてきているものだと思います。

図書館協議会のほうにも、そういった意見が合ったということで、協議をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

教育長) お願いいたします。

鈴木委員) やはりこれからの図書館というのは、いろいろと前からも意見が出ていますけれども、多世代が交流というような場、みんなが気楽に集まって本を読んだり、または勉強したりとか、そういう雰囲気の間づくりというのがこれからの図書館に求められているんじゃないかなというふうに思います。

私、大磯には東光院と言うお寺さんがあって、その1階にホールがあって、そこに子どもたちが、特に半日になった時だとか、休みの日だとか、気楽に集まって、そこで勉強をしているのですよね。しゃべっているような時もあるし、お茶を飲みながらやる。それで、いい雰囲気や

っているのですね。

やはり子どもたちもそういう居場所が、気楽に集まれる。行けるような雰囲気があれば集まるんじゃないかと。今図書館にそういうような機能ができているかどうか、どうなのでしょう。多世代でこういうような雰囲気が、兆しが見えているのかどうなのか。子どもたちが気楽に集まれるような雰囲気ができているのかどうか。その辺、どうでしょうか。

教育長)　　お願いします。

生涯学習課長)　　ありがとうございます。

まず、学習のスペースにつきましては、昨年度までは図書館の各机については、本を読む場所ということで、学習スペースとして開放していなかったのですが、今年度試験的にちょっと印をつけまして、この机は勉強していいですよ、学習していいですよというものをやってみて、特に苦情はなかったもので、それを、印が付いているところはそこで勉強して良いという形で行っております。会議室を貸しているのですが、空いている時はそこを学習スペースという形で、常に数名、高校生とか、一般の方も利用されているとという状況です。

子どもたちの集まるスペースとして、外にベンチと机、ちょっと一部故障しているところがあるのですが、そこが風もあまりあたらず、いいところなので、昼間皆さん集まって。そこは外ですので飲食も大丈夫ですし、しゃべったりもできます。

教育長)　　予算がつかなかったということ。

生涯学習課長)　　後々はぜひ直したいと思っているのですが、一部老朽化が原因なのですが、そこでなるべく、そこで職員が手直ししているというような状況で、そこで子どもたちは学校が終わった後とかに集まって、賑やかに。勉強したりしている人もいます。お年寄りの方もそこでちょっと食べながら休憩したりとかしているようなスペースという形です。

それからあと、昼食の、お昼の時間ですけれども、図書館の一角を昼食スペースという形で開放しまして、そこでお弁当とかを持ってきた高校生、大人、年配の方もそこで食事をするような環境の整備を行っています。

以上です。

教育長)　　お願いします。

トリー教育長職務代理者)　　そうですね、確かに今まで、うちの息子なんか、自習するのに図書館と行ったら自習は駄目と断られたとか、あったのですね、以前。だから、そういう場所、特に苦情もないようですので、常にそういう所は確保していただきたいです

そうすると、小さいお子さんが何かうるさくしていると、ちょっと静かにしなって注意してくれるかもしれない。ちょっと何してるの、お勉強教えてあげようとか、自然発生的なこともあるかもしれませんが、ぜひそれは確保していただきたいと思います。

教育長)　　お願いいたします。

鈴木委員)　　図書館の前のスペースに子どもたちがいっぱい集まっているというようなことで、もし、やはりそこは図書館ですから、外に、例えば子どもたちが一番興味がある漫画だとか、そういうようなものを置いておくスペースがあってもいいんじゃないかなと、自由に。無理ですかね。

そうすると、そこで漫画を読みながらみんなで雑談をするというようなね。そうすると、図書館がちょっと子どもたちにとって身近なもの、親しみを感じるようになるんじゃないかとかということで、どうでしょうか。

生涯学習課長) 一応図書ということですので、外は難しいかなというのが考えで。図書館の中につきましても、子どものエリアという形で分けをして、エリア分けですね。そういう形で行っております。

外のところについては、検討事項にさせていただきたいと思います。

鈴木委員) 町で購入した図書だからということで、自由に使えないんじゃないか、外で設置をすることができないと、そういう感じはしたのですが、それだったら、町民からいらなくなったとか、読まなくなった本とか漫画とか、そういうものを呼び掛けて寄付してもらって使えばいいんじゃないかと思います。

せっかくそのところで子どもたちとか年寄りがみんな集まっているんだというんだったら、そこをうまく利用して、もうちょっとそういう工夫というか、図書を置くような工夫というのはできないですかね。

トリー教育長職務代理者) 結構寄付みたいなものというのはありますもんね。

うちも昔、子どもの読まなくなったのを寄付したことあるし。

教育長) 東光院みたいな場所が必要だと思いますね。

トリー教育長職務代理者) だから、居場所づくりで。

教育長) 今の図書館は変わりようがないならば、別の場所をあちこちに造る。小規模なものを造るとか、そういう改革。それから、図書館の蔵書更新率が7.8%以上、もっともっと更新すべきだと思いますね。

新しい意見を取り入れてもらおうと思って、一生懸命言っています。

お願いします。

トリー教育長職務代理者) そういう居場所づくりみたいなのが進めば、そこに、それこそ移動図書みたいにして持って行くということもできるでしょうし、今あれですか、まだ大磯小学校って、何年生だったか、図書館見学ってまだやっているのかしら。

生涯学習課長) はい、小学4年生を、昨年までは町立、今年からはステパノの4年生もお呼びして、半日、午前中。国府地区については、図書館でバスを借り上げて、実際に子どもたちに来ていただいて、図書館の内容を説明するとか、そういうことを行っております。

鈴木委員) まだ敷居が高いんだよ、子どもたちにとって。だから、何とかこう、やっぱり行政というそっちのほう子どもたちのニーズというか、それを感じ取って改革しないと駄目だと思いますよ、というように私としては思うのですが。だからさっき言ったように、図書館の前に子どもたちだとか、高齢者の方が集まって来るということは、そこはなんとなく居心地がいいのですよ。だから、それを利用してもっと図書館に気楽に来れるようなことをしてもらいたいと思いますけどね。

生涯学習課長) ありがとうございます。

鈴木委員) 思い切ってやらなきゃ変わらないよ。

トリー教育長職務代理者) 外で読み聞かせとかも面白い。お話しとか。

生涯学習課長) 今年になってから、大磯町、ちょっと年齢層が低くなりますけれども、子育て支援センターがございまして。そちらに大量に貸出しということで、図書スペースができるような流れで今年から始めております。連携を取りながら、少しずつでも変えていくような形でやってきております。

ありがとうございます。

鈴木委員) そうじゃないんだよ。図書館をもっといい、気楽に来れるような雰囲気をつくらなきゃいけないと思うのです、改革を進めて。

例えば、その図書館の前のところを、みんなが集まってきているんだから、例えばテントじゃないけど、日よけなんかを造ったりして、それでみんなが座ってお話を聞くだとか、それからちょっと漫画が置いてあるスペースを造って、みんなで読むだとか、そういうような雰囲気づくりというのはできないのかね 思い切ってやらなきゃ、

教育長) 私もそう思います。学習室を新設してほしいと思います。東光院みたいな。

トリー教育長職務代理者) 東光院さんは本当に素晴らしい。

教育長) 素晴らしいですね。要望です。答えなくても。

トリー教育長職務代理者) 図書館の入口、テントでもあれしたら。私、読み聞かせくらいならいつでもやりますよ。

鈴木委員) テントで何か、ちょっと雰囲気出してね。

トリー教育長職務代理者) そうしたら、紙芝居とかやりますよ。

教育長) ということで、先生方、特に要望はございませんでしょうか。

鈴木委員) 早く改築していただきたいとずっと思っているのですよ。

教育長) 改築していただきたいと思います。

トリー教育長職務代理者) だんだん予算がかかる話になってきました。

教育長) それでは、いろいろな意見を何とかまとめて、計画に反映していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第1号「令和7年度第2回大磯町いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」】

教育長) 続きまして報告事項に移ります。報告事項第1号「令和7年度第2回大磯町いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について」、事務局より説明をお願いします

学校教育課主幹) 令和7年度第2回いじめ問題対策・調査委員会を、令和8年1月19日に大磯中学校にて開催いたしました。大磯中学校からは、「見逃しゼロ」を合言葉に、複数人での聞き取りと即日保護者連絡、聞き取りシートによる即時共有など、組織的ないじめ対応の取組が報告されました。

町内各校においても、チーム体制が定着し、報告様式の改善や校務支援ソフトの活用により、早期共有と小中連携が進んでおります。

また、国のガイドライン改訂を受け、本町いじめ防止基本方針の重大事態に関する記載を最新の内容へ修正することを確認いたしました。

現在、継続対応中の重大事態がございますが、個別内容についてはプライバシー保護の観点から詳細は控えさせていただきます。

引き続き、被害児童生徒の心身の回復を最優先に、法に基づき適切に対応してまいります。

以上で報告といたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

<質疑応答>

鈴木委員) 専門職の学校派遣を積極的に行うということが書かれていますけど、どうい

う方なのでしょうか。具体的にお願いいたします。

教育長) お願いします

学校教育課主幹) 専門職の派遣というのは、主にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが主となります。やはり一番の目的は、学校の視点ではなく、専門的な視点から具体的な支援につなげていくというような事の大きな意味合いがございます。

それから、プッシュ型の対応というか、学校から申請があってやるのではなく、やはり外側から見て必要な対応を外側から提案していくような。かながわサポートドックをきっかけに始めている点もありまして、それによってフォローと対応、対応の早期発見等につなげていくというような目的もございます。

以上になります。

教育長) ほかにご意見ございましたらお願いいたします。

鈴木委員) スクールカウンセラーとか、ソーシャルワーカーとか、学校に派遣されていますけど、毎日じゃないですよ。週に何日か、その辺をお聞きしたいのと、それで十分なのでしょうかということです。

学校教育課主幹) 各校週1回から2回、頻度としてはその程度なのですね。

やはり、陳情にも出たのですが、専門職の常勤化ができないかというような。結局これは予算のバランスですね。

私の現場感覚で、現場の先生からも、毎日いない人に何が分かるんだって。それは常勤の職員から見ると、やはりそういう感覚であるのですよね。やはり専門職の常勤化というのは、私、実はかなり効果があるのではないかと考えています。

全国どこの自治体を見ても週数回の関わり。これがやっぱり通常になってしまっているということで、国全体での課題でもあるのかなというふうに思います。だから、その辺を町独自でどこまでやるかとか、そういうところも非常に重要になってくるかなと思います。

どういうふうに活用していくのかというところは課題としては残っているのですが、ただ、客観的な視点で助言をいただくというのは、教員だけだとできない部分もあるので、そういう活用の仕方が今はベストなのかなと今は考えています。

教育長) お願いいたします。

トリー教育長職務代理者) 専門職の方、それこそ相談したくても何曜日じゃないとこないよとか、例えば保護者の方と相談を受けたとしても、信頼関係を、そこ自体をつくるのが大変な感じなのですよ。

だから、これは予算がかかることですが、でも教育というのはとても大事なことなので、何とか独自でも要望として常駐でぜひ置いていただけるように、ここは本当に頑張ってくださいと思います。

保護者の方が気楽にいつでも出入りして、手の空いている先生方でも何でも、ちょっと気楽にお話できるような雰囲気ですね、学校の。それを本当に課題として、頑張ってくださいと思います。

学校教育課長) スクールカウンセラーについては、県費で配置はされているのですが、それだけでは足りないということで、町費で、追加で置いているというところ。ただ、それでも需要が多いので、さらに増やしてほしいということは、県教育委員会に対して要望をしているところがございます。

以上です。

トリー教育長職務代理者) 強く要望をしていただきたいところですね。

教育長) お願いします。

武沢委員) そのスクールカウンセラーの件に関して、学校の教員と情報交換をするとか、そういう機会というのは定期的に設けていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課主幹) 結局、関わる人の種類が増えると、情報共有が課題になってきます。やっぱり定期的に設けているのですけれども、共有しきれていないところが。カウンセラーが複数にまたがると、あのカウンセラーには共有したけどこのカウンセラーには共有されていないとか。やっぱり、常勤化というのが実は、私個人の意見になってしまいますけど、やはり大事なんじゃないかなと思っていました。

学校は非常勤の種類が今増えすぎちゃっていて、情報共有をしているつもりでも漏れるとか、それでやはり子どもに影響があるシーンが結構増えてきたのですよね。だから、今、現状はそれでも今の非常勤で対応するしかないんで、そうすると情報共有の定期的な場、あとは子どもの情報をどこまで非常勤の先生、あるいは専門職の先生に伝えるかどうかということも含めて、情報共有の仕組み化、もちろん ICT も利用しながらやっているのですけれども、その辺も一つ課題として、事務局としても受け止めていって、仕組みについては学校とつくりながらやっているところがございます。

武沢委員) 情報共有の関わり方というのは、各小中学校はどうなっていますかね。

学校教育課主幹) 1回、支援といじめの連携会議というのを必ず時間割に組み込んでいます。その週1回は必ず情報を共有する時間はあります。その際もぐいぐい引っ張っていけるリーダーか管理職がいないと、だんだん、おざなりになってきちゃうような、そういう課題もあります。仕組みとしてはあると。あとはその仕組みをどう生かしていくかというところの意識付けが必要かなというふうに考えています。

武沢委員) 本当に理想的には、カウンセラーの資格を持っている養護教諭なんかがいれば一番いいのですよね、専門的な知見を持っている教諭がいると、本当は。養護教諭は毎日いますから、なかなかそこまで人材はいないですもんね。

学校教育課主幹) 多分そういう方がいたら、やっぱり引っ張りだこになると思います。

鈴木委員) 学校現場で自分が現役のときに、やはり子どもが、だれが不登校気味だとか、それからそういうのを発見するのは、担任もそうですけれども、養護教諭が欠席のチェックをしていました。それからあと、お腹が痛いとか、保健室で飛び込んで。ある程度ベテランの養護教諭になると、そこで話を聞いて子どもの悩みだとか、本当に重要な役目を果たしている。学校としてね。その辺をもう少し養護教員に頑張ってもらいたいなということ。

後、正直、スクールカウンセラーって私の時代も配置されたのですが、週1回来て、たいして役に立たなかった。先ほど言ったように、普段の子どもの様子を見ていないから、なかなか一般論の指導を言われるんだけど、現場としてはもうちょっと子どものいろいろな部分、普段の様子を見ていて言ってもらえればいいけど、ちょっと的はずれなカウンセラーさんがいて。結構、ほとんど役に立った人が数少なかったのですけど。でも、まず養護教諭に頑張ってもらって、そこで情報を集めてもらって、負担になるけど、それで現場で共有してもらいたい。今もやっていると思うのですけど、頑張ってもらいたいなというふうに思います。

それから、スクールカウンセラーについては、週1回とか2回じゃなくて、常駐してもらおうと。

いじめ対策、大磯としては力を入れなきゃいけないので、その辺は町予算とか、負担がかかりますけど、少しでも増やしてもらいたいなというように思います。

教育長) ありがとうございます。そのほか、よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第2号「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」】

教育長) 次に、報告事項第2号「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」、事務局より報告をお願いします。

学校教育課主幹) 報告事項第2号 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてご報告させていただきます。表に示されている()内の数値、T得点は、単位や標準偏差が異なる調査結果を比較するため、全国平均値を50と換算した相対的位置を示したものでございます。

まず1体格について、小学生は、男子、女子ともに平均より若干低めとなり、肥満傾向はみられませんでしたが、中学生は、男子、女子ともに平均より若干低めとなり、若干の肥満傾向が見られました。特に中学生女子については、体重が平均よりも低く、肥満度については平均よりも高い、という結果がみられました。

次に、2ページ、2実技の小学生では、男子については全体的に運動能力が高く、特に走力が高い傾向がみられました。女子については走力が高い一方で、握力や反復横跳びの点では課題がみられました。男女ともに、総合評価Aの児童は多いが、一方で総合評価Eのものも多く、能力格差がみうけられました。

次に、3ページ、中学生は男女ともに、国及び県の平均点を下回っている種目がいくつかあるものの、20m シャトルランは男女ともに国及び県の平均を上回っておるなど、種目によって差異がみられました。

次に、4ページ 3児童(生徒)質問紙及び学校質問 に関しては、特記すべき内容のみ抜粋いたしました。本年度から質問項目が例年と変わっておりますが、小中ともに、「運動が好き」「体育の授業が楽しい」という質問に対して、「好き」「楽しい」と回答する割合が、全国及び県と比べると、小学5年生では高い数値が得られていますが、中学2年生で低いことが分かります。また、特に女子においてその傾向が顕著に出ており、小学5年生については、体育の授業について、男子は楽しいと感じているが、女子はあまり感じていない傾向がみられるなど、男女差も見られました。6ページの『授業の中で、目標を意識したり、学習を振り返ったりすることで、「できたり、わかったり」することがあるか』という質問に対して、「いつもある」と回答する割合が、全国及び県と比べると、全体的に低いことが分かります。子どもたちが授業の中で「できた」「わかった」と達成感を得られることで、運動が楽しい、授業が楽しいという思いに繋げていくことができるように授業改善に努めてまいります。

全体として、今後も、子どもたちの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、今回の調査結果を検証・改善のサイクルに生かしていきたいと考えております。令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についての報告は以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) 男女差はすごくあると思います。手元にこの運動習慣の調査報告書の原文が分厚いのが

あるのですが、それを読むと、先ほどの報告にもありましたように、例えば神奈川県をみると、運動が好きというように答えた神奈川県の統計ですけど、男は 67%、女子は 42%。すごい差ですよ。それで、嫌い、どちらかという嫌いと答えている生徒は、17.6%もいる。女子ですね。極端なこの男女差は、どういうところが要因なのかと思います。特にその差が開いているように、男女差が開いているような傾向が見られます。

ご意見をお願いいたします。

鈴木委員) やはり中学生の女子の運動に対する関心というか、運動習慣も少ないし、それから積極的に運動しようという意識も少ないというようなことは感じました。体育の先生、このへんは数値が見られると思うんですけど、その辺の考え方、この女子が特に低いのですよね。ですから、女子に対して体育指導をどうするか。今までどおりの体育指導だったら、この傾向がずっと続くと思うのですね。それを中学校の教諭ほどの程度意識しているのか、それは聞かれていますか。

教育長) お願いします。

学校教育課主幹) 体育教員のほうの認識としては、やはり年々基礎体力が落ちている、運動体験が少ない、ボール遊びの場が減っている。やっぱり環境と指導の中で底上げできていた部分が、なかなか基礎がないと、男女差が自然に生まれてきちゃうものでもあるのかなと感じるところもあるのですね。

だからこの結果について、じゃあ次どうするという具体までまだ確認はしていませんけれども、もちろん県全体、国全体でもそうなのですけど、大磯町としてもかなり差が、どんどん膨れ上がるというのは、もう確実に分かっているところなので、少なくとも今の先生達がやっているのは、運動を嫌いにさせない、スポーツを嫌いにさせないというところから入るというような形での授業づくりは実施しております。ただ、この男女較差についてどうするかというものに特化した施策というのは、まだ具体ではそんなに聞けていないかなというのが現状でございます。

教育長) お願いします。

トリー教育長職務代理者) 6ページの、授業で目標を意識して学習することで、できたり分かったりすることがありますかという。

これもかなり、全国とかから見ると、極端に少ない。特に女子のほうですね。男子も少ないのですけど。生まれながらに動くのが大好きで、体幹がいい子とか、ちょっととろい子とか、いろいろなお子さんがいるので、この辺のねらい、目当てとか普通に教えなくても、ぽんと、何でも器用にある程度やれちゃうお子さんもいる。だけど、なかなか教えてもできないお子さんもいる。その辺のできた、分かったの、結局ある程度自分なりの目標で、今日はここまではできなかった、小さなことだけどできた、そういう積み重ねで自身を持って、そこでできるようになったねとほめてあげたりすると、じゃあもうちょっと頑張ろうかなとかいうふうになる場合もあるので、指導の仕方というのもちょうと、体育の授業ってなかなか見る機会もないので分からないのですけれども、その辺の工夫というのを少し、先生方ってどういうふうになさっているのかなって。授業の進め方というかがどんな感じなのか、ちょっと知りたいのですけど。

学校教育課主幹) 確かに数字としてこのまま出ちゃっているのですが、実はねらいとか目当てってもう少し意識付けできるのかなというふうには、客観的に感じるのですが、だから、町全体で体育教師というのが4人なり5人で、やっぱりその個性でいろいろ変わってしまうところが出てきます。

数値としては、これはもし自分が体育教師だったらかなりショッキングな数字なので、具体は

聞けていないのですが、この数字を見せて、ちょっとその議論はする必要があるのかというふうに感じておりますので、意識付けとか授業の組み立てはすぐにできることだと思うので、すぐにできることと、ちょっと時間をかけてやることというのを分けて進めて行きたいというふうに思っています。

トリー教育長職務代理者) 実技も、テストというとおかしいけれど、そんなのやっているのかな。例えば、幅跳びなら何メートル跳んだねと、そういうのもあるけれども、あと、跳び箱なんかでも、来週こういうのをテストするよみたいな、そういうのってやっているのですかね。

学校教育課主幹) 基本的には学習指導要領に則ってやっているはずなので、そこを逸脱したという報告は受けていないのですね。

トリー教育長職務代理者) それが嫌なお子さんもいるのですよ、苦手だと。例えば、跳び箱が苦手だからそれができないのだみみたいな。そういうのが、そういう小さなことで嫌いになっちゃう場合もあるから、難しいところですね。

学校教育課主幹) おっしゃるとおりだと思います。ちょっと意識付けのところは確かにすぐできる部分もあるので、そこについては、ちょっとこちらも確認する必要があるのかなと思います。

教育長) お願いいたします。

鈴木委員) 私なんかだと、小学校の教員ですから何でもやらなきゃいけないのですが、体育の、学校研究であるとか、そういうときもあったのですよね。そうすると、中学校の体育の授業はどうか分からないのですが、小学校ではやはり、子どもたちにその日の目標、自分の目標、全体の目標、今日はこういうのができるようにしたいとか、そういうのを意識して授業をやっていたのですよ。表みみたいなのを作っておいて、今日の分、授業の最初に、今日は幅跳びで何センチ跳びたいとか、それから走るんだったら何秒くらいで走りたいとか、そういう目標を書いて、そして練習させて、それで記録を測って、今日はできたとか、そういうような形で体育の研究のときに、そんなことをやったことがあるのですが、中学校の教員は、こういう結果を見たときに、やはりそういうような指導の工夫が必要と思うのですね。その辺はどうでしょうか。指導主事の方が、きちんと授業改善をするように教員に対してそういう投げかけとかをしなければいけないと思いますけど、どうでしょうか。

学校教育課主幹) 全くおっしゃるとおりで、これについては、運動能力、運動習慣等の、そういう体育の教員が集まる会議体が町でもありますし、あとは学校長等が集まる定例会議を月に1回やっています。この資料についてまだ触れられていないので、触れて授業改善につなげていくということは重要だというふうに考えております。

教育長) 日本人の生活がどんどん自然から離れていって、基礎体力が長期的に低下していますね、何とかしなくちゃいけない。中学校部活動というのがありますが、それも全員がやっているわけではないし、基礎体力、好き嫌いは別にして、全員の子どもが体力をつけるような取組みをしないと、肥満児は少ないという報告はありましたが、それは栄養バランスがいいのかどうか分かりませんが、体力は間違いなく落ちていると思うので、その辺を町全体で課題として、大人も子どもも課題として取り組む必要があると思います。

お願いいたします。

武沢委員) 研究発表の資料ですが、それは例えば経年変化というか、全国、神奈川、市町村だけではなくて、ここ数年がどういう状況になっているかという資料はそこにありますか。

恐らくこれは推測でしかないのですが、都内のある中学校の教員から聞いて、GIGA スクール

が始まって以来、子どもたちが昼休みに遊ばなくなったというのですよね。それで、昼休みのタブレットの扱いをどうしようかということを考えるという話を聞いたのですが、大磯町、中学校なんかですと、昼休みはタブレットを扱っていいことになってますか。

学校教育課主幹) 使っております。

武沢委員) 多分、GIGA スクールの功罪かなと。罪のほうは、子どもたちがやはり、我々が中学生の頃は、昼休みになったらすぐにグラウンドに行ってソフトボールやサッカーなどをやっているような状況でしたが、だんだんそういった男子も減ってきている危険性があるのですよね。なので、その辺の状況をちょっとよく精査しながら、これ、神奈川県、大磯町だけではなくて、全国的な子どもたちの動態が変わっていると思うので、ちょっと注意して見て行く必要があるかなと思いますね。

教育長) ご指摘ありがとうございます。

学校教育課主幹) 部活動の衰退のところも多分関わってくる可能性があるのですが、いろいろな視点から、今、教育委員がおっしゃられた GIGA スクールの端末の使用影響というのは、やはりいろいろな可能性が考えられるので、その点も留意しながら、やっぱり分析と考察をしていこうかなと思います。

以上です。

教育長) 体力が無くなっているというのは間違いない、現代人の特徴であると思いますので、何かを取り組まないといけないと思っております。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第3号】「令和7年度文化財消防訓練の実施結果について」

教育長) 次に、報告事項第3号「令和7年度文化財消防訓練の実施結果について」、事務局より報告をお願いします。

生涯学習課長) 報告事項第3号、令和7年度文化財消防訓練の実施結果についてご説明いたします。大磯町では、平成21年3月の旧吉田茂邸の焼失を契機に、文化財消防訓練を実施し、貴重な文化財を火災等の災害から守り、関係者はもとより、地域住民の方に文化財愛護に関する意識の普及と防火・防災意識を高めることを目的として実施しています。

今年度は、令和8年2月7日の土曜日に、高来神社において、高来神社関係者をはじめ、消防本部、消防団本部及び消防団の協力を得て実施いたしました。当日は、関係者を含め、92人の参加がありました。詳細については、記載のとおりでございます。説明は以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。よろしいでしょうか。

【報告事項 報告事項第4号】「企画展「くらしとムシ」の開催結果について」

教育長) それでは、報告事項第4号「企画展「くらしとムシ」の開催結果について」を議題とします。

郷土資料館長) 報告事項第4号 企画展「くらしとムシ」の開催結果について説明いたします。資料1ページをご覧ください。大磯町郷土資料館では、令和7年11月1日から令和8年1月25日にかけて、企画展「くらしとムシー生活・信仰・文化財ー」を開催いたしました。私たちの身近には様々なムシが暮らしています。チョウやカブトムシ、セミなど、昆虫採集などで馴染みのあるムシがいる一方、ゴキブリやスズメバチ、クモ、ムカデなどは生活害虫

として、人間によって撃退されるムシです。生活害虫をテーマに、私たちが害虫とどのように対峙してきたのかを紹介しました。

展示内容につきましては、3に記載のとおりです。6. 観覧者数ですが、会期中の67日間で6,351人の方々にご来場いただき、1日平均の観覧者数は94.8人でした。また7. の関連企画として、企画展の展示内容について深く理解を促すため、11月3日、12月20日、1月17日に展示解説を行い、参加人数は、それぞれ、15人、19人、33人でした。説明は以上です。
教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<質疑応答>

教育長) 観覧車数の6,351人というのは、結構多いですね。

郷土資料館長) 12月の定例会では、5,000人を目標にしていると説明いたしましたが、それはクリアらせていただきました。

武沢委員) この来場者数はどのようにカウントされているのですか。

郷土資料館長) 自動ドアにセンサーがついていて、1回通ると0.5人の換算でカウントされています。

【報告事項 報告事項第5号 「企画展「山本丘人と大磯」の開催について」】

教育長) それでは、報告事項第5号「企画展「山本丘人と大磯」の開催について」について」を議題とします。

郷土資料館長) 報告事項第5号 企画展「山本丘人と大磯」の開催について説明いたします。資料1ページをご覧ください。大磯町郷土資料館では、令和8年2月21日から3月15日にかけて、企画展「山本丘人と大磯」を開催いたします。山本丘人画伯は、明治33(1900)年に、東京市麻布に生まれ、大正期には東京美術学校で日本画を学ばれました。その後、日本画家として活躍し、昭和52(1977)年には文化勲章を受章されています。

大磯町には昭和35(1960)年に転居され、昭和61(1986)年に亡くなるまでの25年間をすごされました。今年は没後40年を迎えます。6. の観覧料ですが、このたびの企画展は主な展示物が絵画作品であり、作品の搬出入や監視等に経費が掛かるため、大人500円、中高生200円の有料とさせていただきます。9. の関連企画といたしまして、2月23日に講演会を開催します。平塚市美術館学芸員の勝山滋(かつやましげる)さんをお招きし、山本丘人画伯の作品の魅力を語っていただきます。また、3月1日、3月15日には展示担当者による展示解説を行います。説明は以上です。

<質疑応答>

教育長) 観覧料の500円は相場ですか。

郷土資料館長) 基準といたしましては、旧吉田茂邸の入館料を条例で決めておりますので、それに合わせています。旧吉田茂邸の入館料を決める際に、滞留時間が30分程度で500円というのが相場と伺っており、今回は、20分くらいかと思っておりますが、500円ということに決定しました。

トリー教育長職務者) こちらはぜひ伺いたいと思っております。

郷土資料館長) ぜひおいでください。

教育長) 作品件数はどれくらいですか。フロアいっぱいに掲示されるのですか。

郷土資料館長) 昨年度の企画展は比較的に小さな作品が多かったのですが、今回は大作をお借りしております。静岡県小山町の記念館や、箱根町の美術館からも作品を借りておりまして、本格的な日本画の展示となっております。

教育長) ぜひ、観覧をしたいと思います。

【報告事項 報告事項第6号 「いじめに係る対応等について」】

報告事項第6号については、個人情報を取り扱う内容となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、秘密会としたいと思います。いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、報告事項第6号については、秘密会といたします。

【付議事項 議案第21号「県費負担教職員の任命に係る内申について」】

教育長) また、次の、議案第21号「県費負担教職員の任免に係る内申について」は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び大磯町教育委員会会議規則第12条の規定により、審議については、報告事項第6号に続けて秘密会としたいと思います。いかがでしょうか。

各委員) 異議なし

教育長) ご承認いただきましたので、議案第21号の審議についても秘密会とし、報告事項第6号に続けて審議させていただきます。暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、報告事項第5号「いじめに係る対応等について」の報告の報告がありましたこと、また、議案第21号「県費負担教職員の任免に係る内申について」の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。それでは、事務局からお願いいたします。

教育長) ほかに何かございますでしょうか。

教育長) それでは、事務局からお願いいたします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、3月26日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4階第1会議室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和7年度大磯町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございます。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和8年3月26日

教 育 長 府 川 陽一

教育長職務代理者 櫻田 京子

委 員 諸岡 紀子

委 員

委 員
